

浜松市条例第15号

浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例

(浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第1条 浜松市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年浜松市条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 (略)	(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 (略) <u>(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)</u>
	<u>第2条の2 法第54条の3及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第20条の2の規定により読み替えて準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。</u>
(委任) 第3条 (略)	(委任) 第3条 (略)
第4条 正当な理由なしに、 <u>法第13条第1項</u> (法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は <u>同項</u> の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。	第4条 正当な理由なしに、 <u>法第13条</u> (法第30条の3及び <u>第30条の13</u> において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は <u>法第13条</u> の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。
第5条 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を	第5条 正当な理由なしに、 <u>法第14条第1項</u> (法第30条の3及び <u>第30条の13</u> にお

含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

第6条 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

2 法附則第6条第1項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「法第13条第1項 (法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項」と、第5条中「法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

第6条 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

2 法附則第6条第1項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「法第13条 (法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「政令附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条」と、「又は法第13条」とあるのは「又は同条」と、第5条中「法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立保育所条例の一部改正)

第2条 浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(事業)

第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(利用者の範囲)

第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業
法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2)・(3) (略)

(4) 前条第5号及び第6号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業

(事業)

第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援

(5)～(7) (略)

(利用者の範囲)

第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前条第1号及び第5号に掲げる事業
法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2)・(3) (略)

(4) 前条第4号に掲げる事業 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども

(5) 前条第6号及び第7号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の20第3項に規定する乳児等支援給付費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(5) 第3条第5号及び第6号に掲げる事業

当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

附 則

2 (略)

3 令和7年度における第3条の規定の適用については、同条第5号中「事業」とあるのは、「事業及び附則別表に掲げる保育所で行う法附則第29条の規定により読み替えて適用する法第59条に規定する乳児等通園支援事業」とする。

附則別表（附則第3項関係）

浜松市立鴨江保育園
浜松市立神田原保育園
浜松市立積志保育園
浜松市立笠井保育園
浜松市立寺島保育園
浜松市立可美保育園
浜松市立舞阪第1保育園
浜松市立雄踏保育園
浜松市立引佐保育園
浜松市立都筑保育園

当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

附 則

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 浜松市立幼保連携型認定こども園条例（令和6年浜松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略) (3)～(5) (略)	(事業) 第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3) 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援</u> (4)～(6) (略)

(利用者の範囲)

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(4) 前条第4号及び第5号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(利用者の範囲)

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号に掲げる事業 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども

(4) 前条第4号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(5) 前条第5号及び第6号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の20第3項に規定する乳児等支援給付費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等のための支援給付制度が創設されたことに伴い、罰則規定の追加を行うとともに、保育園及び認定こども園において当該給付に係る事業の実施、利用者の範囲等を定めるほか、所要の整備を行うものです。